

# 長野県中小企業融資制度資金一覧表

H28.4.1現在

例えばこんなときご利用ください	資金名	限度額 (組合は別途)	利率(年)	貸付期間(上限) ( )内は建物等	据置 ( )内建物等	信用保証料
・早期に借入をしたい ・事業資金が必要な方	中小企業振興資金 一般	設備 1 億円 運転 5,000 万円	2.1% (1年以内1.8%)	設備 7 年(13年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 6 月	2.2%以内
・実施策の方向性に合った認証を受けている方	しあわせ信州創造	設備 1 億円 運転 5,000 万円	1.9% (1年以内1.6%)	設備 7 年(13年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 6 月	
・売掛金債権や棚卸資産を担保として借入をしたい	流動資産担保	運転 5,000 万円	1.8%	運転 1 年	なし	0.68%
・セーフティネット保証 7 号 ・売上・収益が減少し、経営安定のために資金が必要	経営安定対策	設備 3,000 万円 運転 3,000 万円	1.9%	設備 9 年 運転 7 年	設備 12 月 運転 12 月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内
・セーフティネット 5 号 ・セーフティネット 1~4、6、8 号 ・売上・収益が著しく減少し、経営安定のために資金が必要	特別経営安定対策	設備 3,000 万円 運転 5,000 万円	1.6%	設備 9 年 運転 7 年	設備 12 月 運転 12 月	セーフティネット保証利用の場合自己負担なし
・災害に被災し、資金が必要	災害対策	設備 3,000 万円 運転 3,000 万円	1.1%	設備 10 年(12年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	
・これから創業しようとする方 ・創業間もない方	創業支援向け	設備 3,000 万円 運転 1,500 万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で 2,500 万円)	1.1%	設備 10 年 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場合自己負担なし
・新たな事業展開を図る方 ・経営革新計画の承認を受けた方 ・先端技術機器を導入する方 ・新分野へ進出しようとする方 ・事業を譲り受けようとする方	事業展開向け ※知事が特に認めるものは、貸付期間、限度額が変わります。	設備 1 億円 新事業活動促進法 認定事業者等の場合 1.5 億円 運転 3,000 万円	1.7% (知事特認1.4%)	設備 7 年、9 年、10 年 (12 年、12 年、13 年) 運転 5 年、7 年	設備 12 月、24 月 (36 月) 運転 12 月	
・商店街の活性化を図ろうとする方 ・地場産業の活性化に取り組む方 ・観光資源を活用して宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の整備を図ろうとする方	地域活性化向け	設備 1 億円 運転 3,000 万円		設備 7 年(12年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	
①工業団地に製造、流通に係る施設の新設又は移転を行おうとする方で土地・建物の投資額が1億円以上の方 ②工業団地に新技術・新製品の研究開発のための施設の新設又は移転を行おうとする方で、設備投資額が1億円以上の方 ③工業団地内の工場等に新たに設備導入を行おうとする方で設備投資額が1千万円以上の方 ④IT産業等立地助成金の事業認定を受け、当該事業に係る施設の新設又は移転を行おうとする方で土地・建物の投資額が1億円以上の方 ⑤県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする方	企業立地向け	設備①②③ 4 億円 (知事特認5億円) ② 5 億円 ③⑤ 1.5 億円 運転 ② 5,000 万円 ③⑤ 3,000 万円	1.4%	設備 ①②④ 15 年 ③ 10 年 ⑤ 10 年(13年) 運転②③⑤ 7 年	設備 ①②④ 36 月 ③⑤ 24 月 ②③⑤ 12 月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 経営革新関連保証等利用の場合自己負担なし
・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方 ・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換を開始する方又は、間もない方	次世代産業向け ※知事が特に認めるものは、貸付期間、限度額が変わります。	設備 1 億円 運転 3,000 万円	1.4%	設備 10 年(13年) 運転 7 年	設備 24 月 (36 月) 運転 12 月	
・環境規制に対応するための研究開発、生産設備導入を行う方 ・事業用建築物の耐震補強を行う方 ・宿泊施設の防火安全対策を行う方 ・地下タンクの流出事故防止対策を行う方 ・事業継続計画(BCP)の策定、事業継続計画に基づく対策を行う方	防災・環境調和向け	設備 1.5 億円 運転 3,000 万円	1.9%	設備 10 年(13年) 運転 7 年	設備 24 月 (36 月) 運転 12 月	
・節電・省エネルギー対策のための設備の設置等を行おうとする方	節電・省エネ対策向け	設備・運転合計 5,000 万円	1.6%	設備 10 年 運転 7 年	設備 24 月 運転 12 月	
・海外への販路開拓等を行おうとする方	海外展開向け	設備 1 億円 運転 3,000 万円	1.9%	設備 7 年(12年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	県補助により自己負担1.1%以内
・認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善を図ろうとする方	経営力強化支援資金	設備 1 億円 運転 3,000 万円	1.6%	設備 7 年 運転 5 年、10 年	設備 12 月 運転 12 月	2.0%以内
・経営サポート会議等の検討による計画等に基づき経営改善を図ろうとする方	経営改善サポート資金	設備・運転合計 1.5 億円	1.6%	設備 15 年 運転 15 年	設備 12 月 運転 12 月	県・市町村補助により自己負担なし
・東日本大震災の影響を受け、売上高が減少している方	東日本大震災復興支援資金	設備 3,000 万円 運転 5,000 万円	1.3%	設備 10 年 運転 8 年	設備 24 月 運転 24 月	
・法的整理中であるが、事業再生のために資金を必要とする方 ・長野県中小企業再生支援協議会、(株)地域経済活性化支援機構、(株)整理回収機構、長野県信用保証協会又は金融機関の再生支援担当部門の支援を受けて再生を図ろうとする方	再生支援資金	運転 5,000 万円	金融機関所定	運転 3 年、10 年	運転なし、12 月	県補助により自己負担1.1%以内

※耐用年数に縛られない貸付期間の設定が可能となりました。(中古品購入等の場合)

# 政府系金融機関・その他融資制度のご案内

※最新の利率等は各機関のお問い合わせ先にご確認ください。

H28.4.1現在

機関等	制度名	対象者	限度額	融資期間(うち据置期間)	保証人等	お問い合わせ先	
日本政策金融公庫(国民生活事業)	普通貸付	事業を営む方(ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	4,800 万円 特定設備資金 7,200 万円	設備 10 年(据置 2 年) 特設 20 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)		保証人・担保の有無については、ご相談ください。	日本政策金融公庫 小諸支店 国民生活事業 0267-22-2591
	経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	4,800 万円	設備 15 年(据置 3 年) 運転 8 年(据置 3 年)			
	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方	別枠 3,000 万円	運転 8 年(据置 3 年)			
	新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね 7 年以内の方	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 20 年(据置 3 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 20 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 15 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 20 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	7,200 万円	設備 20 年(据置 3 年)			
	災害貸付	災害により被害を受けた方	各融資制度の限度額に1災害あたり上乘せ 3,000 万円	各種融資制度のご返済期間以内			
	IT 資金	情報化投資を行う方	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 15 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	7,200 万円 うち運転資金 4,800 万円	設備 15 年(据置 2 年) 運転 7 年(据置 1 年)			
	担保を不要とする融資	税務申告を 2 期以上行っている方	4,800 万円	各種融資制度のご返済期間以内			
	新創業融資制度	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を 2 期終えていない方	3,000 万円 うち運転資金 1,500 万円	各種融資制度のご返済期間以内			
経営者保証免除特例制度	事業資金を利用される方	適用した貸付制度の融資限度額	適用した貸付制度のご返済期間以内				
挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)	創業・新事業展開・事業再生等に取組む中小企業・小規模事業者であって、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用または雇用の維持)が見込まれる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	4,000 万円	5 年1ヶ月以上 15 年以内				
教育一般貸付(国の教育ローン)	お子さまの教育資金を必要とする方	350 万円	15 年以内 (在学期間内)				
商工中金	普通貸付(長期資金・短期資金)	商工中金の株主となっている中小企業団体(商工中金株主団体)とその構成員	設備 15 年(据置 2 年) 運転 10 年(据置 2 年)		保証人・担保が必要に応じて要する	長野支店 026-234-0145 松本支店 0263-35-6211 諏訪支店 0266-52-6600	

# 保存版 平成28年度 各種融資制度のご案内

## 小規模事業者 経営改善貸付(マル経融資)とは?

**小規模事業者をバックアップ!**

余裕ある資金繰りに  
**『マル経』資金**  
(小規模事業者経営改善貸付)

1. 無担保
2. 無保証人(保証料はなりません)
3. 低金利 **15%** (4月1日現在)
4. 融資限度額 **2,000 万円**

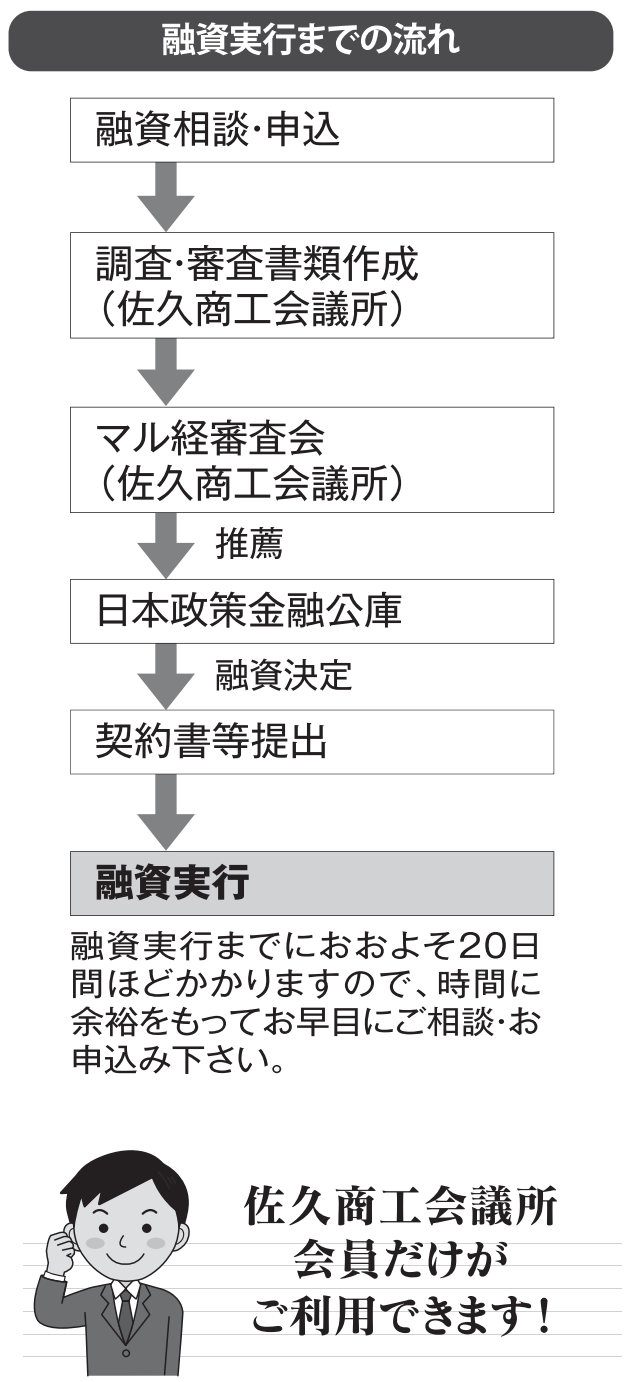
※1,500万円超の借入の場合、事業計画策定等が要件となります。(運転・設備あわせて)  
※「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」を利用する場合、金利が更に引き下げられます。

**使 途** 運転資金(諸経費支払、仕入・買掛金決済など)  
設備資金(店舗改装、機械・車両等の購入など)

**返済期間** 運転資金 7 年以内(据置期間 1 年以内含)  
設備資金 10 年以内(据置期間 2 年以内含)

**要 件**

- 1 佐久商工会議所 会員の方
- 2 佐久市内(当所管内)で1年以上営業をしている方
- 3 従業員数 製造業・建設業・宿泊業・娯楽業・その他/20人\*以下  
商業・サービス業/5人\*以下  
\*役員・家族従業員・パート等除く
- 4 所得税(法人税)、消費税、事業税、住民税(県・市)などの税金を完納している方 他  
\*財務状況や今までの返済状況によっては、お借り入れができない場合もございます。



## お問い合わせ・お申込は

<b>佐久商工会議所 中小企業相談所</b> TEL : 62-2520 FAX : 64-2008	<b>佐久市商工振興課</b> TEL : 62-3265 FAX : 62-2269	<b>日本政策金融公庫 小諸支店</b> TEL : 0267-22-2591 FAX : 0267-23-4530	<b>佐久地方事務所 商工観光課</b> TEL : 63-3157 FAX : 63-3115
--	---	--	--

※FAX番号が変更になりました。おかけ間違いのない様ご注意ください。

## 小規模企業者の定義

業 種	資本金	従業員数	業 種	資本金	従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
製造業その他 (宿泊業・娯楽業含む)	3億円以下	900人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
商業・サービス業			従業員 5 人以下	建設業・その他産業	3億円以下